

那覇自然環境事務所 > 調達情報 > 平成26年度慶良間諸島国立公園自然環境調査等業 貉

# 平成26年度慶良間諸島国立公園自然環境調査等業務

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示 次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

> 平成26年5月19日 分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所長 植田明浩

### 1 業務概要

平成26年度慶良間諸島国立公園自然環境調査等業務 (1)業務名

(2)業務内容 本業務では、慶良間諸島国立公園ににおける自然環境の基礎情報 を収集・整理するとともに、現地における詳細調査を行うものである。

- (3)履行期限 平成.27年3月20日
- (4) 本業務の入札は紙入札方式とする。
- (5) 入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当 たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金 額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか 免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を 入札書に記載すること。

### 2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

務等を勘案するものとする。

予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第 70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

環境省の自然環境共生関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格におい て、開札時までに「A又はB」等級に格付けされており、九州・沖縄地域の競争参加 資格を有する者であること。

沖縄県内に、本社(店)、支社(店)、営業所又は事務所を有すること。

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について(平成13年1月6日環境会 第9号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

管理技術者の資格要件は次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(環境部門:自然環境保全又は環 境保全計画)の資格を有する者
- 入札参加者を選定するための基準 (2) 指名競争参加業者の指名基準の準用について(平成19年6月29日環境会発 070629006号)の基準による。なお、同基準中の技術的適性については、同種又は 類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業

#### 3 入札.手続等

### 担当部局

〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4 F

九州地方環境事務所那覇自然環境事務所総務課 電話:098-858-5824 ファクシミリ:098-858-5825

(2) 入札説明書について

入札説明書については、那覇自然環境事務所サイトの「調達情報」>「入札公告」 より必要な件名を選択し、「入札公告」の下段に入札説明書のファイルが添付され ているので、ダウンロードして入手すること。

(3) 入札参加の意思の表明

本競争の参加を希望する場合は、入札心得に定める様式4の提出により、入札参 加の意思を示さなければならない。

受領期間: 平成26年5月19日~平成26年5月28日(土曜、日曜及び祝日は除 (。)9時00分~17時15分まで。

提出場所: (1)に同じ。

提出方法: 持参、郵送又は電送とする。

(4) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1) ~ の要件を満たす者。

(5) 参加表明書の受領期間並びに提出場所及び方法

平成26年5月19日~平成26年5月30日(土曜、日曜及び祝日は除く。) 受付時間は9時00分~17時15分まで(12時から13時を除く) なお、最終日5月30日は12時までとする。 上記3(1)に同じ

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(6) 入札及び開札について

日時 平成26年6月5日(木)10時00分 場所 環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所会議室 (沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4F)

## 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

公共工事履行保証証券による保証を付さなければならない。 契約の保証

- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした 入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違 反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基 づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そ の者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお それがあって著し〈不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の 価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする ことがある。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。